

## パブリックコメント意見募集の結果公表

(仮称)帯広市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(素案)に対して、市民の皆様からご意見を募集しました結果について、ご意見の概要と市の考え方は下記のとおりです。ご意見をお寄せいただきありがとうございました。

寄せられたご意見等について検討した結果、(仮称)帯広市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(素案)の修正は行わず原案どおりとして策定することとしました。

### 【意見募集結果】

案 件 名	(仮称)帯広市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(素案)		
募 集 期 間	平成26年7月28日(月)～平成26年8月27日(水)		
意見の件数 (意見提出者数)	22件(5人)		
意見の取り扱い	修正	案を修正するもの	件
	既記載	既に案に盛り込んでいるもの	件
	参考	今後の参考とするもの	2件
	その他	意見として伺ったもの	20件
意見の受け取り	持参		人
	郵送		1人
	ファクス		3人
	電子メール		1人

### 【意見等の内容】

市民の意見の概要	件数	意見に対する帯広市の考え方
(趣旨:省令第一条関係) ○ 「児童福祉法24条1項にある市の実施責任を果たすため」と明記してください。	3件	【その他】 ○ 本条例は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を実施する上で、施設及び事業者が守るべき運営に関する基準を定めるものであり、責務、権利について規定を設けることは適当ではないと考えます。 なお、子ども・子育て支援新制度においても、児童福祉法第24条において市町村の保育の実施義務が引き続き規定されています。また、子ども・子育て支援新制度では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すものであり、本市の子どもに対する施策は「子どもの権利の尊重」を原点として考えています。
○ 「すべての子どもの権利保障、子どもの最善の利益を制度・施策の基本にする」と明記してください。	3件	
○ 条例に、すべての子どもの権利を保障し、児童福祉法24条1項にある市の実施責任を果たすと明記してください。	1件	

【意見等の内容】

市民の意見の概要	件数	意見に対する帯広市の考え方
<p>(あつせん、調整及び要請に対する協力：省令第七条関係)</p> <p>○ 「市は、利用調整結果を支給認定保護者に通知しなければならない」を追加してください。</p>	3件	<p>【その他】</p> <p>○ 本条例は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を実施する上で、施設及び事業者が守るべき最低限の運営に関する基準を定めるものであり、市の手続きについて規定を設けることは適当ではないと考えます。</p> <p>なお、保護者の希望、養育の状況等保護者に必要な支援の内容などの事情を勘案し、子どもが適切に教育・保育施設を利用できるよう、相談に応じ、必要な助言又は利用についての斡旋を行うとともに、施設に対して子どもの利用の要請を行うこととしております。</p>
<p>(受給資格等の確認：省令第八条関係)</p> <p>○ 特定教育・保育施設が、当該児童の支給認定証によって確認する事項に「集团的保育を必要とする障害児」と明記してください。</p>	3件	<p>【その他】</p> <p>○ 児童が保育給付を受ける資格は、保護者の労働又は疾病等により、保育必要量を認定するものです。ご意見の内容については、受給資格に直接関係するものではありませんので規定を設けることは適当ではないと考えます。</p>
<p>(利用者負担額等の受領：省令第十三条関係)</p> <p>○ 特定教育・保育施設が、上乗せ徴収と同様に、実費徴収を行う場合は、「文書による説明と同意を得られなければならない」と明記してください。</p>	6件	<p>【その他】</p> <p>○ 特定教育・保育施設は、利用者負担額以外の費用を保護者から受け取ることができるとしており、支払いを求める際には、あらかじめ保護者に説明を行い、同意を得るものとしています。</p> <p>また、この内容については、運営規程に定めることとしており、利用申込みの際には、運営規程の概要、職員の勤務体制等の重要事項を記した文書又は電子文書を交付して説明を行い、提供の開始について保護者の同意を得ることとしています。</p> <p>特定教育・保育において提供される便宜に要する費用(実費徴収)として次のものがあり、これらを文書による説明と同意を得ることについて、一律に義務付けることは適当ではないものと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日用品、文房具等の購入に要する費用</li> <li>・行事への参加に要する費用</li> <li>・食事の提供に要する費用</li> <li>・特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用</li> <li>・上記のほか通常必要とされるものに係る費用であって、保護者に負担させることが適当と認められるもの</li> </ul>
<p>○ 現在行っている保育より、設備、運営条件などが後退しないようにしてください。</p>	1件	<p>【その他】</p> <p>○ 家庭的保育事業等については、現在の保育所と同等の基準が必要であるとの考えに基づき、(仮称)帯広市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を策定することとしています。この基準が最低基準となりますので、常に基準を超えて設備及び運営を向上させるように努めていきます。</p>
<p>○ 市民の意見を直接聞く機会を設けてその声を活かした条例にしてください。条例がほぼ決定したあとでの説明会では意味がありません。</p>	1件	<p>【参考】</p> <p>○ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準につきましても、パブリックコメントのほか、有識者、事業者、市民代表などで構成される帯広市健康生活支援審議会児童育成部会でご議論いただきながら、検討を進めています。</p> <p>ご意見については、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者が遵守すべき設備及び運営に関する基準に直接関係するものではありませんが、貴重なご意見・ご提言として、本市の子ども・子育て支援の推進にあたり参考とさせていただきます。</p>

**【意見等の内容】**

市民の意見の概要	件数	意見に対する帯広市の考え方
○ 私は帯広のまちで子ども達が笑顔で育ってほしいという思いを強く持っています。保育所、学童保育所は子どもが育つ大事な施設の一つであり、人生最初こそ手厚くお金がかけられるべきと考えます。自然とふれ合って質のいいあそび文化があふれる中で人間らしい関係を学び合って将来も帯広で暮らしたいと考える子ども達が育ってほしいです。	1件	<b>【参考】</b> ○ 子ども・子育て支援新制度では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すものであり、本市の子どもに対する施策は「子どもの権利の尊重」を原点として考えています。 ご意見については、基準に直接関係するものではありませんが、貴重なご意見・ご提言として、本市の子ども・子育て支援の推進にあたり参考とさせていただきます。

**【案件の最終案】**

別紙のとおり